

飯舘村の地域課題解決に向けた連携協定書

飯舘村（以下「甲」という）、株式会社ネクセライズ（以下「乙」という）は、地域の持続可能な発展および住民の安全・安心を確保することを目的とし、以下の通り連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（趣旨）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について相互に連携し協力するものとする。

- （1） 飯舘村の地域課題を解決し、地域社会の発展に寄与すること
- （2） 飯舘村における再生可能エネルギーの導入および蓄電池の利用促進を通じて、脱炭素化を推進すること
- （3） 飯舘村におけるEV（電気自動車）及び充電インフラの整備に関すること
- （4） 飯舘村における防災教育及び防災訓練を共同で実施し、地域住民の防災意識を高めること
- （5） 前各号に定める事項に係る方針、具体化に向けた取組み（構想・計画の検討と協議）とその発信

2 甲乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、各担当箇所と随時協議を行い、具体的な取組内容及び実施方法について協議の上、別途取り決めるものとする。

3 甲乙は、本協定に基づく取組みを進める際、村内の事業者、その他の団体、及び地方自治体等との連携を図るよう努めるものとする。

4 甲乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自ら誠実に遂行するものとする。

（担当箇所）

第2条 甲は総務課、乙はネクストソリューション事業部営業・企画グループとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙から書面による解除の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、甲乙が協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。この場合、甲乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできないものとする。

(協定の変更)

第5条 甲乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙が協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(第三者との関係)

第7条 甲乙は、本協定とは別に、第三者との間で本協定と同様の取組を行うことができる。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙が協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和7年6月19日

甲

福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯館村長

杉岡誠

乙

東京都港区港南1丁目8番23号 Shinagawa HEART 11階

株式会社ネクセライズ

代表取締役

中村直